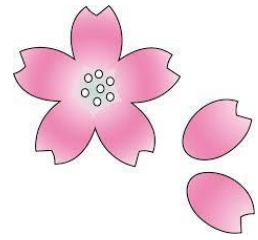


## インボイス制度について

### 第5回 売手側の留意点③～適格請求書の記載事項～



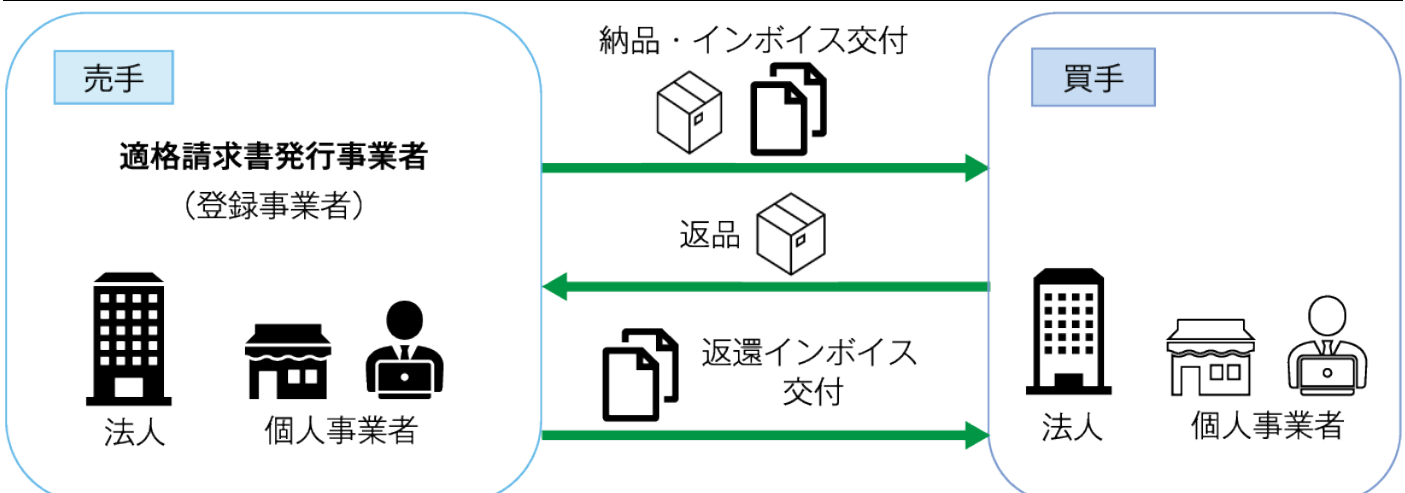
#### 1. 適格返還請求書(返還インボイス)の交付義務

##### (1) 交付義務の対象

適格請求書発行事業者には、課税事業者へ返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格返還請求書の交付義務が課される。売上げに係る対価の返還等とは、以下のとおり。

#### ◆売上げに係る対価の返還等とは

- (1) 返品
- (2) 値引き
- (3) 事業者がその直接の取引先に支払う割戻し。間接の取引先(商品等の卸売業者、製造業者等)に支払う飛越しリベート等とされるもの
- (4) 海上運送事業を営む事業者が支払う船舶の早出料
- (5) 販売奨励金等のうち、事業者が販売促進の目的で販売奨励金等の対象とされる課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先に対して金銭で支払うもの
- (6) 協同組合等が組合員等に支払う事業分量配当金のうち、課税資産の譲渡等の分量等に応じた部分
- (7) 課税資産の譲渡等に係る対価をその支払期日より前に支払を受けたこと等を基因として支払われる売上割引



## ☆留意点

売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日が、適格請求書発行事業者の登録前の期間に属するものであるときは、適格返還請求書の交付義務はない。

### (2) 交付義務の免除

適格請求書の交付義務が免除される場合と同様、下記の場合には、適格返還請求書の交付義務が免除される。

#### ◆交付義務が免除される場合

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る）
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）

## 2. 適格返還請求書の記載事項

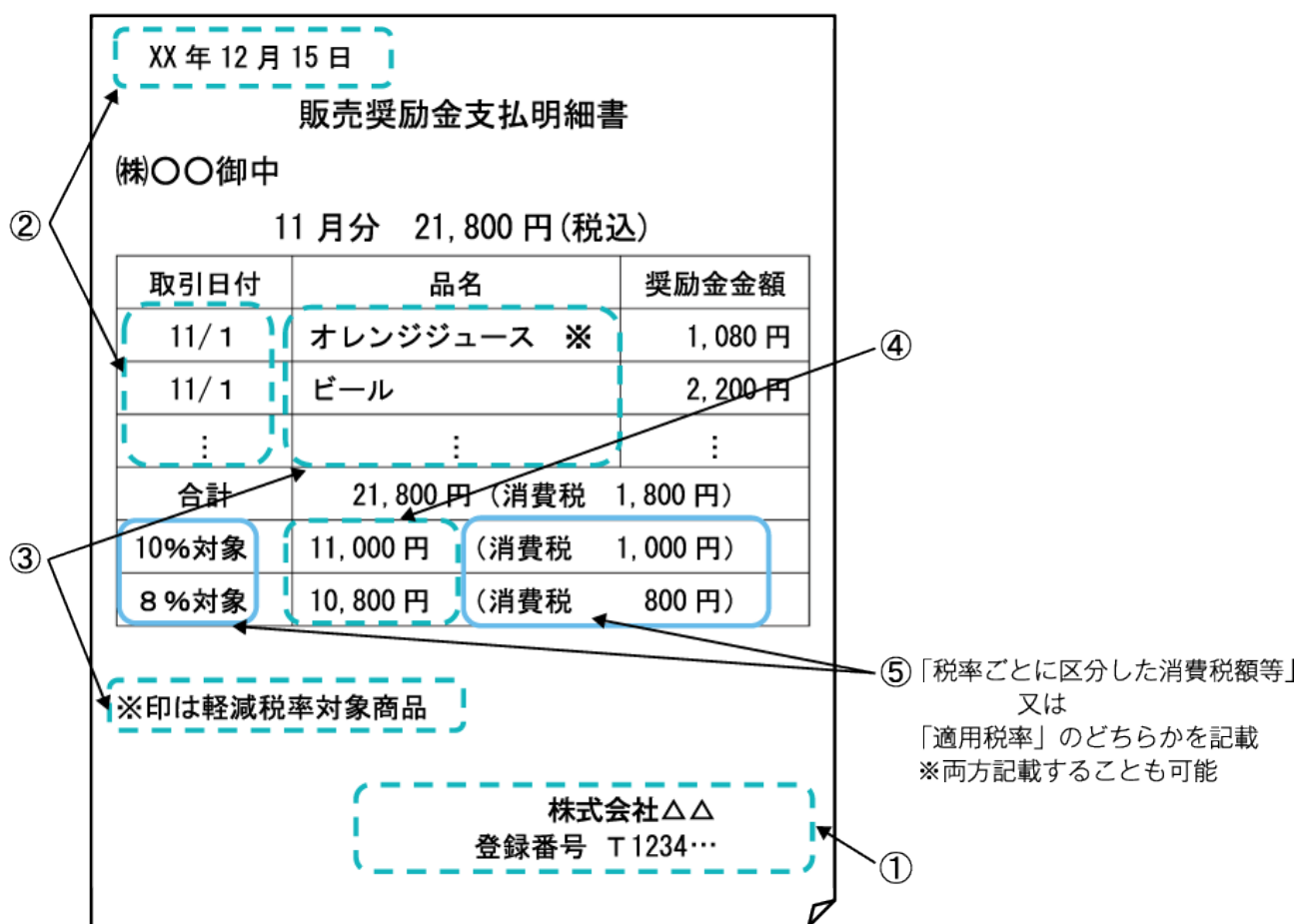
適格返還請求書の記載事項は次のとおり。

#### ◆適格返還請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

記載事項②のうち、「売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日」については、課税期間の範囲内における一定の期間の記載も認められる。例えば、月単位や「〇月～◎月分」という記載もできる。

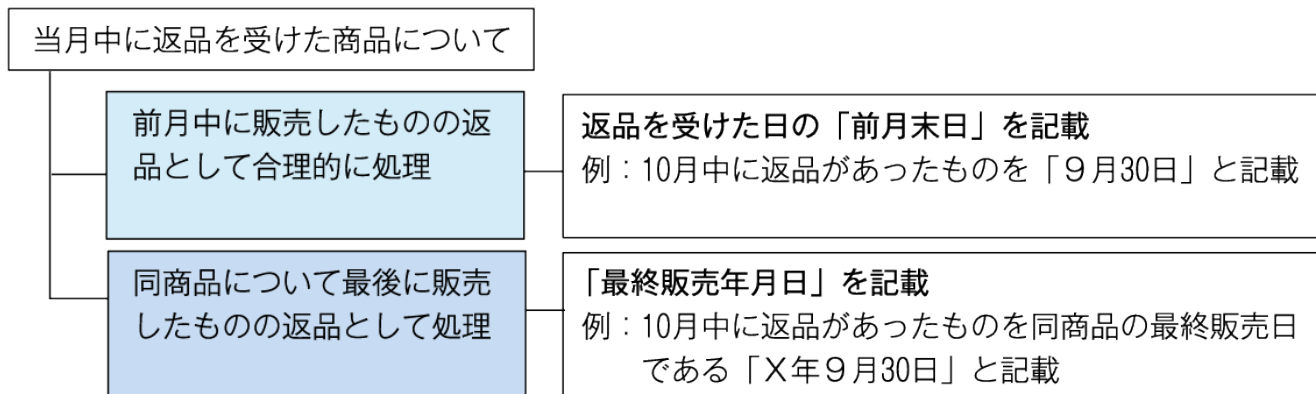
### 適格返還請求書の記載例



### ■返品された商品の販売年月日

返品等の処理を合理的な方法で継続して行っている場合には、当該返品等の処理に基づき合理的と認められる年月日を、「売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日」として記載することができる。具体的には、以下のようなケースが考えられる。

#### ※合理的と認められる年月日の記載例



なお、今回の記事は、「週刊税務通信」令和3年10月4日(No.3673)より一部抜粋しております。